

ひがし しらかわ 広報

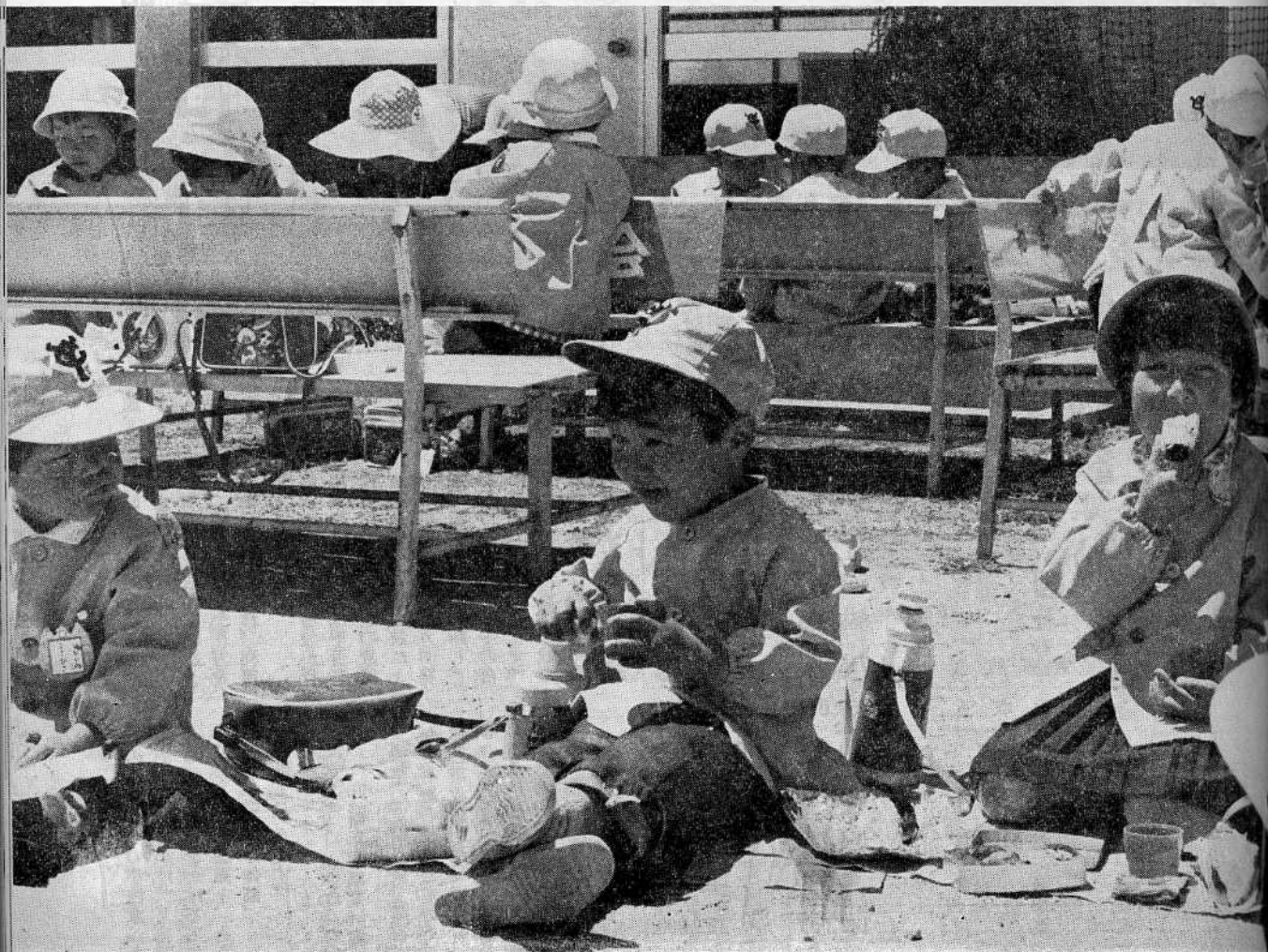
No. 170

'49 5 / 10

人口の動き

人口……………4,016人
世帯……………954世帯
出生……………2人
死亡……………4人
転入……………17人
転出……………82人
—3月末住民登録人口から

■ 発行 / 岐阜県加茂郡東白川村 ■ 編集 / 企画広報課 ■ 印刷 / 関市中印刷社



今日は
楽しい遠足

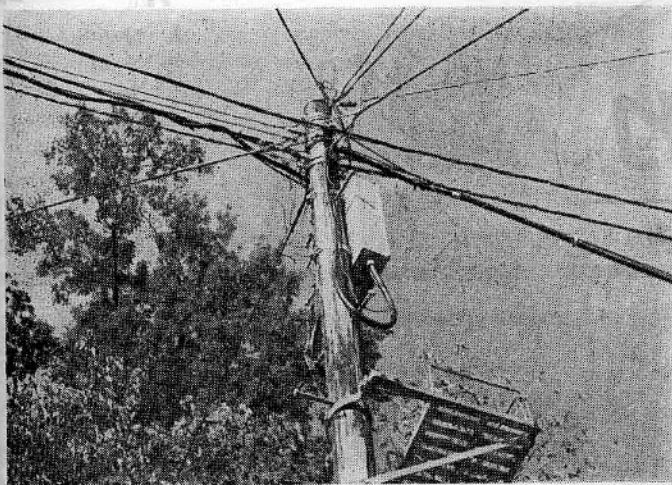
おでこにうっすらと汗を浮かべ元気に歩いた園児たち。

楽しそうに広げるお母さんの手づくりのお弁当、さわやかな5月の風はやさしくほほをなでます。

—5月2日東白川保育園の遠足、総合運動場で

主な内

- 有線の事業報告と計画 ……2P
- 郡消防操法競技会に優勝 ……3P
- 印紙税が変わる ……4~5P
- 栄養改善で心の栄養を ……6P
- 村ぐるみでスポーツを ……7P
- 村内小中学校への贈物 ……8P
- 村の文化財、暮らしと健康 ……9P
- ふるさとへの便り ……10P



有線放送電話

利用は大幅に増加

健全運営のため使用料値上げ

東白川村有線放送協会の第三回総代会が四月二十七日、東白川村公民館で行なわれました。

この総代会では、前年度事業と決算ならびに本年度事業計画と予算などが決まりました。

使用料、月額六百円から百円値上げ七百円とすることも決まりました。

有線放送電話は村内をくまなく結び、一般的なお知らせから緊急時の放送、そして電話業務といまや日常生活から切り離しては考えられない身近な施設としての使命は高まる一方といえます。

その使命を効果的に果たすため有線は健全な運営を図る必要があり、そのための努力が続けられています。本号では、総代会に報告された内容や、協議された事項のあらましを紹介いたします。

落石と猟銃事故が悩み
前年度事業報告から

現在の施設は昭和四十七年度に自動化施設として完

決算額と予算額

科 目		昭和48年度 決算額	昭和49年度 予算額
収 入	使 用 料	7,764,000 ^円	9,185,000 ^円
	保 守 料	858,580	300,000
	運 営 費 補 助 金	1,716,000	1,279,000
	そ の 他 収 入	52,072	36,000
	計	10,390,652	10,800,000
支 出	人 件 費	4,768,754	5,883,000
	消 耗 品 費	168,730	180,000
	通 信 費	93,397	96,000
	光 熱 費	142,053	192,000
	支 払 利 息	2,407,464	2,210,000
	減 価 償 却 費	969,801	1,020,000
	保 守 費	1,230,876	650,000
	そ の 他	226,505	369,000
計	10,007,580	10,500,000	
収 支 差 引 剰 余 金		383,072	300,000
欠 損 金 処 理	前 年 度 繰 越 欠 損 金	△ 877,696	(前年度繰越) 欠損金補て んに充当
	剰 余 金 差 引 欠 損 金	△ 494,624	
			(次年度へ繰越)

成、運営開始の初年度としてスタートを切りました。

その後、加入者皆さんの理解と協力によって、自動ダイヤル方式の新施設も性能が認められ、利用も大幅に増えています。

年度中に三十二台の新増設が行なわれ、現在の設置台数は千四百三十四台となりました。施設の故障では、落雷事故が四回、猟銃によるケーブルの損傷事故が数カ所発生し、放送、通話が一時中断し、こめいわくをかけたが、そのほかは順調に経過したといえます。

事故については、落雷は地域の特殊性からやむおえないとしても、猟銃事故は近年特にめだち、ひと

りの心ない人の不注意が多くの人にめいわくをかけ、又施設にも多くの経費負担をかけるのです。

ハンターの認識と、そういった行為を監視する体制づくりが今後の課題といえます。

加入者サービスの向上が第一
新年度事業計画から

線路の定期点検、障害木の除去など有線の動脈ともいえる架線保護と事故防止が計画されています。そのほか、宅内施設の移動や新増設、点検と調整、故障修理など加入者サービス事業がすすめられることになっています。

火災や風水害時における緊急放

送、村や消防団などが行なう防災活動への協力も合わせて行なわれます。

― 使用料値上げのお願い ―

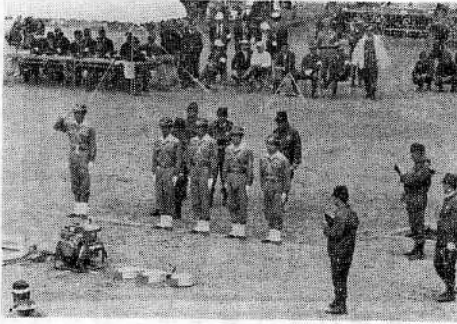
昨年の石油危機以来、諸資材の値上がりは、有線資材や運営経費にも大きく影響し、今までの使用料では運営が困難になりました。

そこで、村内皆さんの身近な利用施設として欠くことのできない有線放送施設の健全な運営を図るため、やむなく四月から使用料を月額百円値上げ、七百円としましたのでご理解とご協力をおねがいします。

—第18回加茂郡消防操法大会—

第3分団みごと優勝

ことしは小型動力ポンプ操法で



→ 緊張の競技前の整列



→ みごとに優勝に輝いた第三分団のメンバーたち

五月五日、白川町白川中学校々庭で第十八回加茂郡消防操法大会が開かれ、本村第三分団の代表チームがみごと優勝、はれの県大会出場権を獲得しました。

この大会は、消防団員の操法技術と士気を高め、火災時などに有効適切な活動を確保する目的で、加茂郡消防協会が主催したものです。

ことしは小型動力ポンプの操法競技で、郡下七カ町村の大会で優秀な成績を収めた十八チーム、百余名の選手が出場、日ごろの訓練の成果を力いっぱいひろう、優秀のつげがたい熱戦を繰り広げました。

全チームの出場が終わり、慎重に審査の集計が行なわれた結果、

本村関係では第三分団が優勝、第二分団が五位、第一分団が六位とすばらしい成績を納めました。本村は、昨年の自動車ポンプ操法にも優勝しており、二年連続の快挙といえます。

しかしこの除には、本村二百名消防団員の一致団結した盛りあげと、選手役員の連日連夜にわたった猛訓練のたまものであることを忘れてはならないでしょう。郡下はもとより、県下にもチー

障害福祉年金

受給範囲を拡大

ことしの四月から障害福祉年金の受給範囲が拡大されました。

障害福祉年金は、国民年金に加入していた間に病气やけがをして障害者になった人が、国民年金の加入期間が短いために障害年金が受けられないとき、または二十歳になる前に病气やけがをしたために、すでに障害者になっているときに支給されます。

今までは、国民年金法の一級障害者（身体障害者手帳の一級及び二級で年金法一級に該当する人）に限られていました。

それがこの四月から比較的程度の軽い二級の障害者（身体障害者手帳の二級、三級、四級の人で、年金法二級に該当する人）にも支給されることになりました。

ムワークのよさを誇る本村消防団がこの大会の快挙を機に、さらに一歩前進したといえるようです。優勝した第三分団のメンバーを紹介いたします。

- 指揮者 桂川 久巳（大明神）
- 一番員 安江 晴夫（〃）
- 二〃 島倉 功（〃）
- 三〃 安江 竹良（〃）
- 四〃 林 昇（〃）
- 補欠 安江 恭介（〃）

支給される年金額は六万円（月額五千元）です。

ただし二級障害に該当する人でも、厚生年金保険などほかの年金制度から障害年金を受けている人は支給を受けることができません。

このほか、障害の原因になった病気の初診日、年齢、保険料の納付状況等によって細かい条件がありますので、障害福祉年金の請求については、役場民生課、住民係までおたずね下さい。

なお、該当すると思われる人はなるべく早く、裁定請求の手続きをして下さい。

裁定請求の手続きには、次のものがが必要です。

- 一、印鑑
- 二、住民票
- 三、医師の診断書

（診断書用紙は役場にありますので電話等でお知らせ下さい）送付します。

けいしばん



■人の動きあれこれ
誕生おめでとう
ございます。

（三月）

（上親田）田口 実

美知子 春枝

（平）古田 勝彦

真理 長女



いつまでも
おしあわせに

（安江兼広（上親田）
森本かな多（朝日村）



おくやみ
申しあげます

川尻なを（大明神）
安江はつ（神付）
安江よ志系（陰地）
桂川たみ（栃山）

5月から印紙税が変わります

受取書は3万円未満まで免除

一 覧 表

番号	文 書 の 種 類	印 紙 税 額 (1通または1冊につき)
8	預金証書、貯金証書	50円
9	貨物引換証、倉庫証券、船荷証券	50円
10	保険証券	50円
11	信用状	50円
12	信託行為に関する契約書、信託証書	50円
13	永小作権、抵当権、漁業権又は入漁権の設定又は譲渡に関する契約書など	50円
14	債務の保証に関する契約書	50円
15	賃貸借又は使用貸借に関する契約書	50円
16	委任状又は委任に関する契約書	もっぱら金銭の受領を委任する委任状で、営業に関しないもの 50円 非課税
17	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	50円
18	物品又は有価証券の譲渡に関する契約書	記載された契約金額が1万円未満 〃 1万円以上 契約金額の記載のないもの 非課税 50円 50円
19	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	記載された契約金額が1万円未満 〃 1万円以上 契約金額の記載のないもの 非課税 50円 50円
20	配当金預収証、配当金振込通知書	記載された配当金額が3千円未満 〃 3千円以上 配当金額の記載のないもの 非課税 50円 50円
21	売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	記載された受取金額が3万円未満 〃 50万円以下 〃 50万円をこえ100万円以下 〃 100万円をこえ200万円以下 〃 200万円をこえ300万円以下 〃 300万円をこえ500万円以下 〃 500万円をこえ1千万円以下 〃 1千万円をこえ2千万円以下 〃 2千万円をこえ3千万円以下 〃 3千万円をこえ5千万円以下 〃 5千万円をこえ1億円以下 〃 1億円をこえるもの 受取金額の記載のないもの 営業に関しないもの 非課税 50円 100円 200円 300円 500円 1千円 2千円 3千円 5千円 1万円 2万円 50円 非課税
	売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書	記載された受取金額が3万円未満 〃 3万円以上 受取金額の記載のないもの 営業に関しないもの 非課税 50円 50円 非課税
22	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳 保険料通帳	1年以内の付込みに対して 50円
23	請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳 家賃通帳、地代通帳など	1年以内の付込みに対して 100円
24	判取帳	1年以内の付込みに対して 1千円

不動産売買契約書や借用証書、領収書などの文書を作ったときには、印紙税がかかります。この印紙税の税額が、五月から変わりました。

主な改正点は次のとおりです。

■金銭や有価証券の受取書

一、受取書にかかる印紙税は、今までは受取金額に関係なく一通につき二十円でしたが、今回の改正で五十万円を超える売上代金の受取書については、その受取金額に応じて印紙税がかかることになりました。

なお、営業に関係のない受取書には、いままでと同じように印紙税はかかりません。

二、受取書の免税点は、今まで一万円未満となっていました。今回の改正で三万円未満に引き上げられました。

■不動産売買契約書、請負契約書
手形などのように、従来から記載金額に応じて印紙税がかかっていた文書のうち高額な記載金額のものについて印紙税が上がりました

■預貯金証書、委任状、物品売買契約書など、いままで一律に二十円であった文書の印紙税額が五十円になりました。

■印紙税納付計渡による納付印は設置者が作成した文書だけではなく、税務署長の承認を受けた場合にも、取引の相手方が作成したもので、設置者が受取る文書についても押すことができるようになりました。

印 紙 税 額

番号	文 書 の 種 類	印 紙 税 額 (1通または1冊につき)
1	不動産売買契約書、不動産売渡証書、土地賃貸借契約書、金銭借用証書など	記載された契約金額が1万円未満 非課税
		〳 10万円以下 50円
		〳 10万円をこえ50万円以下 200円
		〳 50万円をこえ100万円以下 500円
		〳 100万円をこえ500万円以下 1千円
		〳 500万円をこえ1千万円以下 3千円
		〳 1千万円をこえ5千万円以下 1万円
		〳 5千万円をこえ1億円以下 2万円
〳 1億円をこえるもの 5万円		
	契約金額の記載のないもの 50円	
2	工事請負契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が1万円未満 非課税
		〳 100万円以下 50円
		〳 100万円をこえ200万円以下 200円
		〳 200万円をこえ300万円以下 500円
		〳 300万円をこえ500万円以下 1千円
		〳 500万円をこえ1千万円以下 3千円
		〳 1千万円をこえ5千万円以下 1万円
		〳 5千万円をこえ1億円以下 2万円
〳 1億円をこえるもの 5万円		
	契約金額の記載のないもの 50円	
3	約束手形又は為替手形	記載された手形金額が10万円未満 非課税
		〳 50万円以下 50円
		〳 50万円をこえ100万円以下 100円
		〳 100万円をこえ200万円以下 200円
		〳 200万円をこえ300万円以下 300円
		〳 300万円をこえ500万円以下 500円
		〳 500万円をこえ1千万円以下 1千円
		〳 1千万円をこえ2千万円以下 2千円
		〳 2千万円をこえ3千万円以下 3千円
		〳 3千万円をこえ5千万円以下 5千円
〳 5千万円をこえ1億円以下 1万円		
〳 1億円をこえるもの 2万円		
4	上記のうち、一覧払いのもの 金融機関相互間のものなど	記載された手形金額が10万円未満 非課税
		〳 10万円以上 50円
4	株券、出資証券、社債券、証券投資信託又は貸付信託の受益証券	記載された券面金額が100万円以下 50円
		〳 100万円をこえ500万円以下 100円
		〳 500万円をこえ1千万円以下 500円
		〳 1千万円をこえるもの 1千円
5	合併契約書	1万円
6	定 款	1万円
7	継続的取引の基本となる契約書	1千円

食生活改善で心の栄養も

張り切る栄養改善推進協議会

手作りの料理で栄養改善をと、活発な活動を続けている栄養改善推進協議会の第三回総会が、四月二十日公民館で行なわれました。日ごろ休むことのない食生活を豊かにすることは、明るく住みよ

に行なった料理講習会のアンケート結果の検討や、新年度役員の出、事業計画などを決めました。新年度の目標として、むかしと今の食生活の良い点を見出し、現代にマッチした手作りの料理を研究しようということで、そのための研究会や講習会を開き、会員が習得したことを地区や部落へ伝達し、その輪を広げようとしています。その後、さっそく手作りの料理を試食し、栄養改善推進協議会ならではの総会を終わりました。

協議会では、今後会員の努力によって食物を通しての栄養だけでなく、心の栄養も十分に補なっていくために、家庭の主婦の皆さんのひとりでも多くの参加を望んでいます。総会で決まった本年度の役員は次のかたがたです。

- 会長 早瀬智登子
副会長 古田 恒子
五加支部長 今井 美代
越原支部長 田口佳津子



—ふきの葉のつくだ煮

捨てしまいがちなふきの葉も煮方ひとつで、おいしいつくだ煮になります。そのうえよく煮込んでおけば、暑い盛りにも幾日も保つりっぱな保存食となります。

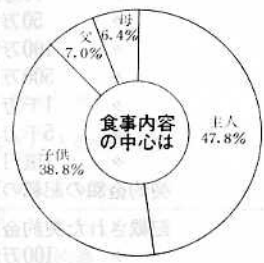
(材料) ふきの葉、調味料、しょう油、とうがらし

(作り方)

- 一、ふきの葉先の汚ない部分や枯れた葉を除いて、葉だけを茎から切り落とします。それを二、三枚揃えてのり巻きのようにくるくると巻き、小口から細い千切りにして熱湯でさつとゆで、水にさらし何回も水を替えアク抜きをします
- 二、ふきの葉はよく水気を絞ってなべに取り、ひたひたのしょう油を加えて、中火で汁気のなくなるまでゆつくりと煮詰めます。好みによってとうがらしをふってもよく、ほろ苦い味のするつくだ煮となります。

広がる大きな愛の献血

料理講習会のアンケートから



さる四月二十四日、県赤十字血液センターの移動献血車「ともしび号」が来村、村内百十名のかたがたが愛の献血を行いました。今回は一日だけの採血でしたが九月にも来村し、皆さんの協力を呼びかけることになっています。この献血は、重い病氣や大きなけがで苦しんでいる人々の輸血用血液の確保を目的として、日本赤

十字血液センターが全国的な組織で行なっているものです。最近の交通事故や労働災害の多発によって、輸血を必要とする疾病の増加は、医学の進歩と合わせてますます多くの、そして良質の輸血用血液を必要としています。輸血によって尊い命が守られた話は、身近なところでもよく聞く現在、人のためばかりではなく、

自分のため、家族のためにも献血をしておく必要があるといえます。もう村内にも、十回、五回といった協力者も多くでき、助け合いの輪は大きく、そしてその網は細かく張りめぐらされてきました。次回の採血には、始めての方も多く参加されるようセンターや、保健隊では望んでいます。

—今後、毎月栄養改善推進委員会からアイデアあふれた献立を紹介いたします。

昭和49年度 体育協会事業計画

4月		第1回理事会
5月		役員総会
	26日	第2回オリエンテーリング大会
6月	16日	春季野球大会(第2回) 部長会議 加茂郡体育大会強化練習
7月		第2回理事会
	21日	加茂郡体育大会参加 (白川、東白川地区)
8月	15日	夏季野球大会(第3回)
9月		第3回理事会
	15日	第6回村民ソフトボール大会
10月		加茂駅伝大会練習
11月	3日	第2回村民運動会
12月	1日	加茂駅伝大会
	8日	第5回村民卓球大会
2月	11日	第2回村民剣道大会 第4回理事会
3月	上旬	スポーツ教室(バレー、卓球) 役員総会

(注、上記の大会日は都合で変更します)

村ぐるみで

スポーツを

親睦大会とクラブの育成

年ごとに高まるスポーツ熱、その要求に答えようと村では体育協会の役員総会が開催され、本年度の方針、各種事業の計画及び予算などについて熱心に研究協議されました。

それによると本年度の方針は、例年行なわれていた村民の体育レクリエーションである各種親睦大会の開催と、スポーツクラブ組織の育成に重点を置き、体育指導員推進員が中心となり村のスポーツ活動の企画運営を行なおうとするものです。

今やスポーツは単なる遊びとしてではなく、日常の生活の中に大きな役割を持つようになりました。社会教育の面でもスポーツ活動の占めるウェイトは大きく、完成された総合運動場を基盤に、村民

総スポーツを目ざして積極的に取り組む計画が樹てられています。本年度の体育協会事業計画は別表のとおりですが、昨年と比べソフトボール大会が九月になり、野球大会が春夏の二回計画されています。

スポーツクラブへ入部したい方は体協又は部長へ申し込み下さい。バレーボール部 部長 安江 誠
軟式野球部 安江 建夫
バスケットボール部 古田 公平
卓球部 藤井 昭司
ソフトボール部 樋口 京一
剣道部 安江 正夫
庭球部 古田 茂樹
射撃部 中島 克己
陸上部 古田 勝彦
ラグビー部 田口 光洋
スキー部 今井 直美

文芸同好会

作品紹介

西洞風陽

—木材市場にて
焚火して
時待つ黙や 木材市
冬帽へ
松材の香り 移りけり
淡雪や
肉色の芯の 積み丸太
銘木へ
冬柚の枝 光りおり
凍解けの
木目へするとし 商う眼
座積みの
起伏つづいて 冬田まで
声うばう
早春の川風 木材市
雪解して
低きへ富の 木材市

同好会以外の文芸作品も募集します

今月から村内文芸同好会の皆さんの作品を紹介いたしますのでご期待ください。

なお、会員以外の皆さんの作品(俳句、短歌、詩など)もふるって投稿してください。

小、中学生の皆さんから、お年寄りまで資格は問いません。

特別融資を行なっています

国民金融公庫では、食料品等を販売している企業へ、経営の近代化、衛生面の向上を計るための必要な設備資金について、特別融資を実施しています。

次のことに留意し、商店経営にご利用下さい。

- ご利用できる企業
個人又は法人(資本金一千万以内又は従業員五十人以内)
- 融資の対象となる業種
青果、魚介類、米穀、酒類、乳類及び総合食料品小売業の各業種。
パン、めん類、とうふ、水産練製品、漬物、そうざい、菓子、乳酸菌飲料等の製造小売業の各業種。
- 融資額
千五百万円以内
- 融資期間
十年以内
- 保証人
原則として一名
- 返済方法
月賦返済、事情によって一年以内(特別な場合は二年)の据え置きも取り扱います。
- 担保
原則として三百万円を起す融資には担保が必要。
詳細についてお知りになりたい方は、国民金融公庫多治見支店か商工会へお気軽にご相談下さい。

この一年こんなにも 村内小中学校への贈物

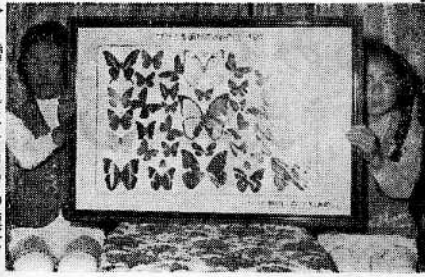
昭和四十八年度中、村内の小中学校へたくさんのご寄付がありました。

深く感謝の意を表わすとともに村民の皆さんへお知らせします。学校ではさっそくこのご厚意をお受けし、児童図書を購入や教材に使用し、毎日の勉強、児童生徒会活動に役立てています。

毎年老人クラブから贈られる手づくりのほうきやぞうきんで、学校は一段ときれいになるでしょう。

東白川中学校
竹ぼうき二十本

五加老人クラブ



→ 贈られたチョウの標本
— 越原小学校

ぞうきん五十枚

神土婦人会

五十枚平老人クラブ

スリッパ二十六足

はたき十本

携帯ステレオ一台

四十八年度卒業生一同

神土小学校

スリッパ二十足

ぞうきん

ぞうきん掛け十基

児童図書購入費

十二万円安江久一(丸登建設)

三万七千円

十万円

電気大時計一個

オーパーヘッドプロジェクト

白黒テレビ二台

はたき二十本

給食用手ぶき四十枚

老人クラブ

五加小学校

神土小PTA

神土小PTA

神土小PTA

老人クラブ

五加小学校

老人クラブ

五加小学校

竹ぼうき三十本

代表 安江捨吉

掲揚塔備品

中古鯉のぼり一式

機織機一式

砕土機一式

ぞうきん四十一枚

二十枚

一万円

一万円

一万円

今井 裕

古田 保

今井 裕

二万円

古田鉦次

十四万五千七百三十五円

廃品回収

五加小百年表

OHP用スクリーン四本

四十八年度卒業生

越原小学校

三万円

越原七十八竹馬会

竹ぼうき四十本

五加寿老人クラブ

四十本老人クラブ高砂会

交通指導板一セット

東白川農業協同組合

スリッパ五十足

超原婦人会

ふくろうはく製一

安江ちとせ他六名

ぞうきん五十枚

平老人クラブ明青会

四十枚

老人クラブ高砂会

越原立体地図一基

越原区史料三十冊

昭和四十八年度卒業生

ブラジル産チョウ標本

安江丑之助ブラジルサンパウロ

朝鮮人参標本

安江介三郎(長野県)

くじ付き貯金・保険を発売

郵便局だより



今回くじ付きの貯金、保険が発売されることになりました。

あらまは、次のとおりですがくわしいことは、郵便局の窓口、又は外務員に、おたずね下さい。

貯金

(一)発売期間

六月一日から六月二十九日まで

(二)抽せん日

七月十九日

(三)賞金支払

七月二十九日から、くじ引票と引きかえに郵便局で支払う(全国)

発売総数四百万口

(四)一口の預入金額

一万円(すえ置期間一年)

(五)東白川局発売数

六十口

(六)賞金内容

特賞一千万円から六等四百円まで当せん本数四百万本

保険

(一)発売期間

五月一日から五十一年三月三十一日まで

(二)抽せん時期

取扱期間終了後一年を経過した

日から、一ヶ月以内に抽せんを行ないます。

(三)くじの付け方

保険金額五十万円を一口として一枚のくじがつきます。

従って、保険金額三百万円にご加入になりますと六枚のくじがつくこととなります。

(四)くじが付く保険の種類

十年満期養老

(五)賞金内容

一等五百万円から五等五千円まで当せん本数二千本

(六)ユーロローン(郵便局の貯金者貸付)の貸付限度額が四月十五日より二十万円に引き上げになりました。

せいぜい御利用下さい。

東白川郵便局

村の文化



⑨

享保境谷事件(後)

かくして彼ら十七名は山論訴訟に關する理非善悪に關係なく、苗木藩の呼出に反抗して応ぜず浮浪出奔し、「東の関所」を無断通過した罪を問われ、直ちに手鎖にて苗木に連れ戻された。

糾明の上、磯右エ門・平四郎は斬首に、その他は追放に処せられた。その遺憾如何ばかりであったであろう。

磯右エ門・平四郎は神土境谷(現稚蚕飼育所西側バイパス道路より三十以上がる)において打首に処せられた。

当時の常楽寺の住職は兩名が死罪にきまつた時、氣の毒に思い苗木に行き助命を嘆願し、当日刑場に行きそのことを伝えれば助命するとの奉行の内意を得ていたので出かけたが、田の上付近まで行った時はすでに時刻の違ひにて処刑は終わっていた。

今、境谷の水は枯れ、松の老樹のもと小高く置かれた台座の上に高さ三十餘、幅二十餘たらずの磯右エ門・平四郎断頭儀死の石碑、罪人故にその表裏に文字さえもな

くわびしく建つ。両翼の川原石の南無阿弥陀仏の供養石二個と共に。

この事件は二百四十余年前、貧窮を極めた当時の住民たちの勝者も敗者もなく、お互い生活を賭けたぎりぎりの闘争であつて、今はもはや善悪を問うべきではない。封建制度の下における村人たちの争いが二人の尊い生命を絶つたのである。

境谷の哀史は旧村誌に「実に倒れて後止むとは之等の事にして養民と云うべきか、三を見るもの一胸の涙なかるべからず」とある。⑧「東の関所」東はむかしからいろいろの説あるも奈良寺代初めの頃より今の関東地方をさすようになった。

すなわち西方より江戸に入るには東海道を行けば箱根の関所、中仙道を行けば碓水の関所、甲州街道を行けば小仏の関所が考えられる。

こんどの場合のように加子母より木曾滝越へ出た場合は、まず東海道は考えられず、中仙道か甲州街道である。

そのひとつは、中仙道から福島塩尻を経て小諸から碓水峠を通り高崎より江戸に入るのであるが、北に回るため距離的にも遠いが、碓水の関所は東海道の箱根の関所とならぶ要所であり、したがって警備も厳重である。

もうひとつは、甲州街道から福島、塩尻までは中仙道で、下諏訪

にて甲州街道に入り甲府より小仏峠を通り八王子を経て江戸に至る。

今回は健康ということについて考えてみましょう。

一般に健康というといふに悪い部分がないことのみと思われませんが広い意味での健康とはそうではありません。

世界的なとり決めとして次のように定義されています。

「健康とは、肉体的、精神的ならびに社会的に完全に良好の状態であつて、単に疾病や虚弱でないというだけではない」

世界保健機構WHO

そして「健全なる精神は健全なる肉体に宿る」という言葉があるように、精神と肉体がよいバランスを保ち、かつ、社会的にも安定していることが最も健康な状態ということになります。

割に距離も短くその上ひそかに江戸に行く場合であるので、おそらく若干警備も手薄であつた小仏

ここで日本の平均寿命を見てください。

この表を見てもわかるように最近の日本の平均寿命は、年々延びています。しかし、病の床で八十歳、九十歳まで生きてもおもしろくありません。自分も気がねでずし、家族も大変です。だから与えられた寿命を健康で全うできるよう、自分の健康管理には日ごろから心がけておきましょう。



⑧

広い意味での健康

毎日の健康点検として、次のことに注意しましょう。

第一に起床時、心身がそろいかいかどうかみる。熟睡して、前日の疲れがとれていれば心身はそろいかい。又、睡眠が浅かったり不足していれば疲れが残ります。一日気持よく働くことができます。

第二に洗面の時、鏡に自分の顔を写し、顔色、表情などで健康をチェックしておいて下さい。

の関所を通つたと考えられる。 文責 (神戸正弥) (大坪信也)

第三に食事に際しては食欲をチエックすることも健康状態の点検です。

少なくともこの三つは心がけて実行してみてください。

以上は個人で毎日できる自己診断ですが、こうしたことを総合的にみることも大切なことです。

それには三十歳以上の人は成人病検診、十五歳―二十九歳までの人は本年から健康相談を各部落で行いますので、この機会に全身の点検をしておきましょう。

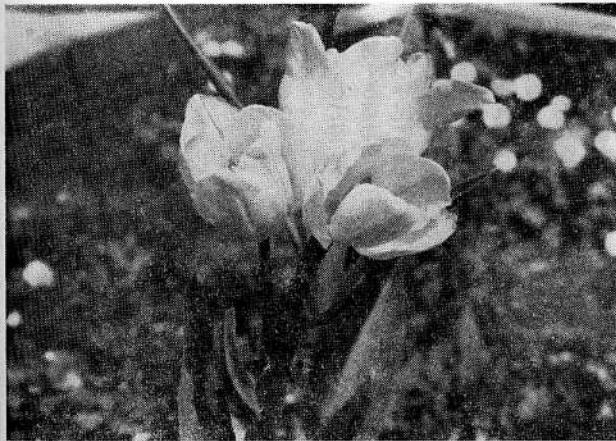
最後に現代人に多いストレス解消のためにぜひご参考に、一、計画的に仕事をしてゆとりをもつ。

二、緊張と緩和のバランスをとるように心がけること。例えば、仕事の区切りにお茶をゆつくりのんで一息入れるといった工夫がたいせつです。

三、余暇には、趣味や、レクリエーションを楽しみ気分転換をはかること。

四、物事は、うまくいかないのが当たり前だと割りきって、仕事にスムーズにすすまなくてあまりよくよくしない。

五、余暇には、つとめて大自然に接し、英気をすすまうこと



ふるさとへの便り



友だちのたいせつさを知る

思いだすふるさとの美しさ

なつかしいお便りをなんども送っていただき、ありがとうございます。

さっそく拝見させていただきました。ふと私にもこんなすばらしい故郷があったのだなあとつくづく思いました。

住みなれた故郷を後に、友だちとも離れ離れになり、早くも一年

も経ちました。

今はもうこちらの生活にも慣れ楽しい毎日を送っています。

最初のころは何もわからず、ただ無我無中で、学校へ通るのがせいっぱいといった感じでした。

学校生活も友だちがなくて、さみしくて、さみしくて、そんな時

中学時代の友だちから手紙がくる

1本の茎に3つの花が



咲いた咲いたチューリップの花が...五加の島田さんの庭に赤白黄色の美しい花が春を運んで来ました。この写真を見ると3本のチューリップのようですが、実は1本の茎から3つも花が咲いたのです。植物の世界にはよくある突然変異ですが、黄色の花のものばかりが2つから3つの花をつけ近所で珍しがられています。

と涙が出るほどうれしくてしかたがなかったくらいです。

友だちというものが、どんなにたいせつなのか、つくづく思い知らされました。

私のいる所は、名古屋市中でも特に公害汚染地域で、空気が悪く夜などどんよりした空では、星も見る事ができません。

故郷の澄みきつたすがすがしい空気が、青い空をつくづくと思いだされます。

清く澄んだ白川の清流、緑に包まれた山々、そして美しくきれいな空気が、いつまでも変わらない私のふるさとであって欲しいと願います。

広報の次号を楽しみに待っています。

村の福祉や教育へ

花子さんからの贈物

ことして二百二十三歳となった越原家の古り鯉、花子さんからことしもまたお便りと、現金三万円が村へ届きました。

花子さんからの寄付はこととして四回目を数え、恒例の定期便とさえいえるようになりました。

愛鯉を通じて愛の社会と花子さんの呼びかけは、もう村の人はもちろん、村外の人たちへも、大きな波紋となって広がり、明るい社会づくりへの貢献は大きなもの

名古屋市 南区 提起町

二一四五

牧野由貴子

毎月の広報が

一冊の本に

毎月かかさず広報を送っていただき、ほんとうに感謝しています。

広報もとしているうちに、もう一冊の厚い本になってしまいました。

私がこちらにきて二年も経ちましたから……。

あと一年がんばらなければ、なんて弱気みたいなことをいって

があります。

こんどのご厚意も村ではありがたくお受けし、意志にそって有効に使わせていただくことになりました。

村の一住民としての花子さんをより長生きさせるためにも、たいせつにし、あたたかく見守ってあげたいものです。

花子さんからの便り
一金三万円也

右金員をご寄付申し上げます。

これは過去一年間にわたり、私に会いにこられた方たちから「愛鯉を通じて愛の社会を」の呼びかけに応じてご喜ばいただいた浄財

る今日このごろです。話は変わって村では高校生の非行などが重視されていると聞きました。

これらは、ひとりふたりの問題ではなく、高校生全員にかかっているといえます。

でも今後、ひとりひとりが村のめいわくにならないような高校生になることを私も約束します。そして、少しでも村の役に立ちますことを……。

村外へ出た卒業生のお便りが、広報によってもっとたくさん届けられるのを楽しみに待っています。できるだけ皆さんのを載せてくださいね。

皆さん、がんばって下さい。

高校二年生 女子より

でございます。

どうか村長様のお考えによって村の福祉や教育のことにご使用下さいませ。

これで皆様方からのご厚意を届け申し上げること四回目となりました。

私はなお、なお長生きして、ささやかながら引き続きお役に立ちたいと思っております。

私、花子にこのような長寿を与えて下さった東白川の大自然の中で、村の皆様がことごとく百歳以上までご長命されることを祈ってやみません。